

北条実時と思円房叡尊

高橋秀栄

奈良西大寺の思円房叡尊は弘長二年（一二六二）の春、北条実時の熱意ある懇請にこたえて鎌倉に下向し、受戒・布薩・梵網經の講説等を通じて多くの僧俗に戒法を弘めた。

その下向のあらましは、叡尊の弟子覚証房性海が筆録した『関東往還記』あるいは『同前記』と仮に名づけられた鎌倉後期の写本を通じて、かなり具体的に知ることができるが、さらにこの二書の記述内容にかかわる新たな資料が金沢文庫保管の聖教類の中から検出できたので、その本文を紹介し、かたがたその記述内容について若干のコメントをつけ加えてみたいと思う。

資料は、女性の手紙と推定されるかな書き書状の本紙にあたる料紙（たて34・5cmよこ54・0cm）の裏を八つ折にしたものである。文章は八つ折のうち六つの面にまたがって書かれているが、書名もなければ、奥書もないために、これまで学界に紹介されることがなかったものである。書き出しは「此

經則」となっている。

その書写年時は、奥書がないため確実なことはわからないが、文中に「自弘長第二之曆至于正慶第二之今、年々才々之為恒規」という文章がみい出されることから、一三三三年の書写になるものと推定される。正慶二年は、北朝の年号で、南朝の年号におきかえると元弘三年にあたるから、この資料は、鎌倉幕府滅亡の年の書写本ということになる。

筆者は北条実時が創建した称名寺（横浜市金沢区に所在）の第二代長老、明忍房劔阿である。金沢文庫にはこの劔阿が書写した聖教がまとまって保管されているので、その筆跡の比較照合は容易である。この資料は全文劔阿の筆跡で、他筆は一字もまじっていない。ちなみに、筆者の劔阿は建武五年（一三三八）に七十八才で入滅しているから、この点からしても、この資料が鎌倉時代の最末期のものであることはほぼ認められるところである。

ところで、劔阿が二代目の長老として住持していた称名寺

北条実時と思円房寂尊（高橋）

とは、鎌倉中期の正嘉二年（一二五八）ごろ、北条実時が亡母の菩提を弔うために建立した寺で、創建当初は、阿弥陀堂に不断念仏衆（別当乗色）を置く浄土信仰の寺であったが、文永四年（一二六七）に下野薬師寺から妙性房審海を開山に迎えてから律院として生まれかわった寺である。

次に、この資料の本文を紹介しよう。

此経則 因縁是深 而故 芳徳不茂

祖父越州尊儀

依律法興行之御願

有経律論蔵之奉請

龜山院之御宇、弘長初元之曆

常州三村山之任侶、課貞舜比丘曰、

情願世上、閑思、末代、

世覃澆季、人有凶惡、

無戒無悔而無弁因果之輩、

放逸邪見、而無信仏教之族、

當此時、豈不発法滅之菩提心、

先渡経論、以為住持之法宝蔵、

次崇僧宝、為止惡修善之知識、

志願冥通、和尚隨願、

爰貞舜答言、貧道

夫捨國城妻子、求仏法

薩埵之用心大王之志願歟

遁塵寰、入仏法、

脱俗網、着法衣、以来

以肉身手足、廻施衆生、

以頭目髓腦、施与他人、

聊不念生命之全保、

只思願仏法之紹隆、

檀主之御願冥通、

微質渡海何難、

杖錫伴影、出東関、趣西海、

解纜、举帆、至大唐、付明州、

凡

凌万里之蒼溟、忍百千之巨難、

福州七千卷之一切経

任貞元蔵録、奉請之ニ蔵、

不残一紙半紙、不遺漏一字一点

以七千卷、安置西大寺、自弘長

第二之曆、至于正慶第二之今

年々歳々之為恒規、

被行一切経之法会、招請

二部之僧衆、一日転統之一

以一蔵七千卷安置于当寺、自弘

長之宝曆、至于正慶之嘉、

七十余廻之際 毎日披読之長行

至于今一無退一 如是

奉請レ及多歲一 披読重レ半序一

謁仰異于他一 因緣依レ不レ淺一

披レ藏經一 以至レ誦誦誦之功

文々句々悉為聖靈引導之船師

一字一点併開幽儀覺藥之蓮台

「此の經は則ち、因緣是れ深く 芳徳淺きにあらざ而る故は

祖父越州尊儀

律法興行之御願に依つて

經律論藏の奉請有り。

龜山院の御宇、弘長初元の曆とし

常州三村山の住侶貞舜比丘に課して曰く

情世上を顧み、閑に末代を思ふに

世澆季に單び、人凶惡に有ひて

無戒無悔無にして因果を弁えるの輩無く

放逸邪見にして仏教を信するの族無し

此の時に當りて豈に法滅の菩提心を発さざらんや

先づ經論を渡し以て住持の法宝藏と為し

次に僧宝を崇めて止惡修善の知識と為さん。

志願冥に通せば和尚願に随わん、と。

爰に貞舜答て言く。

夫れ國城妻子を捨てて仏法を求むるは

薩埵の用心、大王の思願か

貧道、塵寰を遁れて仏法に入り、俗網を脱て法衣を着してより以

来、身肉手足を以て衆生に廻施し、頭目髓腦を以て他人に施与

す。

聊かも生命の全く保つことを念わず。

只仏法の紹隆をのみ思願す。

檀主の御願冥に通ぜり

微質の渡海何ぞ難難からんとて

錫を杖き影を伴として東関を出でて西海に趣き、纜を解き帆を挙げ大唐に至つて明州に付き、

凡

万里の蒼溟を凌ぎ、百千の巨難を忍んで

福州七千卷の一切經

貞元藏録に任せて、一紙半紙を残さず、一字一点を漏さず、之を

奉請すること二藏なり。

七千卷を以て西大寺に安置し玉たまつて、弘長第二の曆としより正慶第二

の今に至るまで、

年々歳々の恒規と為し、

一切經会の法会を行ぜらる。二部の僧衆を招請して、一日に之を

転読せらる。

一藏七千卷を以て当寺に安置し、弘長の宝曆より正慶の嘉曆に至

て七十余廻の際、毎日披読の長行、今に至て退転無し。是の如き

奉請多歳に及び、披読半序を重ね

渴仰他に異なり、因縁淺からず依て、

彼の藏經を披き、以て読誦の功を至し御す。

文々句々悉く聖靈引導の船師と為り

一字一点併て幽儀覺藥の蓮台を開かん。」（「内は読み下し」）

一読して知られるように、この資料は表白文の形式と内容をそなえている。表白文とは、ある仏事法会の際に、その仏事をいとなむ主旨や祈願の趣旨などを仏前で読み上げる文章のことである。

前述するように、本資料の本文が劔阿の筆跡であるということは、劔阿がその文章の作者であり、かつ仏前での捧読者であったことを思わせるが、しかし、文中の「祖父越州尊儀」と表記されている点に注意を払うと、仏前でこの表白文を読み上げた人物は、劔阿ではなく、正慶二年当時の称名寺の壇越金沢貞頭（第十五代執権）であった可能性が考えられる。貞頭からみて「祖父」にあたる人物は、金沢文庫の創建者として有名な北条実時である。実時は「越後守」として鎌倉幕府の要職にあった人物であるから、唐名で「越州尊儀」と呼称されることも符合する。したがって、この資料は、正慶二年に称名寺で行われた一切経供養に用いられた貞頭の表白文の草案であったと推測される。ちなみに、貞頭は正慶二年三月二十八日に亡父北条頼時の三十三回忌にちなむ追善

供養を称名寺で厳修しており、その供養にあわせて、亡父の消息類を漉き返して料紙とし、その上に金字で円覚經を書写しているの、いまの一切経転読の法会もその追善法要と何らかの関連があったかも知れないが、確かなことは不明である。

ところで、この資料から知られることがらをいくつか簡条書に示すと次の通りである。

(1) 越州尊儀（北条実時）は、弘長元年（一二六一）、常州三村山の住僧貞舜比丘と相見し、入宋渡海して宋版大藏經を将来してきてほしいと依頼した。

(2) 貞舜は、「律法興行之御願」をもち、「経律論藏之奉請」を希う実時の意向にこたえ、九州から船出して明州に往き、「福州七千卷之一切経」を二藏求得して帰朝した。

(3) 実時は入手した大藏經の一藏を奈良西大寺に寄進し、一藏を実時の創建した称名寺に施入した。

(4) 実時の寄進をうけた西大・称名の両寺では弘長二年から一切経の法会を営むことを「年々才々之恒規」と定め、二部の僧衆を招請して一日に転読することを不断に行なった。

以上のようにみえてくると、書き出しにみえる「此経」とは、ある特定の經典を指すのではなく、入宋僧貞舜が宋国から将来した宋版大藏經を意味することもほぼ理解できよう。

従来、北条実時が叡尊の鎌倉下向を要請するにちなんで西大寺に一切経を寄進したことは知られていたが、それがいかなる種類の一切経であったか具体的に不明であった。それが、本文に「福州七千巻」と明記されていることによって、福州の開元寺か東禪寺で開版された南宋時代の一切経であったことが知られる。

また、西大寺における一切経供養のことは、『感身学正記』（弘長二年条）に、「正月廿五日夜、安置一切経於四王堂。出家在家百有余輩誦文殊呪。惣持比丘對敵重之三宝重受具、諸衆落涙。廿六日。開題一切経、僧尼二百余人。在家出家数千。自四王堂至宝塔院、各立列每手捧伝経巻、安置塔内、即夜於四王堂、出家在家八十余人授菩薩戒」とある以外あまり知られていなかったが、本資料によって、この『感身学正記』の記述が傍証されるとともに、鎌倉幕府滅亡の年まで七十余年に亘って連綿と敵修されていたことも知られるのである。

つぎに、実時の意向をうけて入宋渡海した三村山の住侶貞舜について略述しておく。

この人物の僧名は、本資料では「貞舜」と表記されているが、『律苑僧宝伝』卷十二には「定舜」、また『授菩薩戒弟子交名』には「定俊」^{大和國人}とあって表記が異なっているが、「定舜」が正しく、「貞舜」「定俊」は普通による表記かと推察される。

る。出身、出家の年時、生没年などをはじめ、その詳しい伝記は不明であるが、『律苑僧宝伝』に覚如字成願。「定舜字隆信。並與正菩薩之徒也。受具之後、從與正裏律学」とあるように、西大寺叡尊の門弟であり、律学をうけた律僧である。良観房忍性とは同法の問柄になる。定舜の事跡で注目すべきは、寛元二年（一二四四）、忍性が律の章疏を入手して律法興隆の資けにあてたいとの発願から忍性自ら入宋する希望であったのを叡尊がひきとめ、忍性の代行として定舜が成願房覚如や有敵らに随伴して渡海し、在宋三年にして律三大部十八具を携えて帰朝したことである。

従来は定舜の入宋渡海は一度だけと考えられていたが、本資料によって、弘長元年にも再度入宋したことが明らかとなった。いはば二度の入宋経験者であったというわけである。しかも、二度目の入宋が北条実時の律法興隆の素願にこたえるという渡海目的であったということはきわめて注目すべきことである。また、定舜は帰国後、実時の使者として奈良の西大寺に赴き、叡尊に面談して、実時の意向を伝え、鎌倉下向の実現にむけての先導的役割をはたしているのである。

定舜が常州に来た正確な年時は明らかでないが、同法の忍性が建長四年（一二五二）に「正法なき所に仏法を興隆し、衆生を利益する願を發して」関東に下向し、三村山清涼院に入寺しているので、ほぼその頃と推定される。

三村山清涼院は現在廃寺となっているが、筑波山麓の常陸小田の地にあった古刹である。鎌倉御家人であった八田知家の菩提所であったが、忍性が住していた当時の檀越は小田時知であったという。江戸時代の仏教史家である卍元師蛮が天和三年（一六八三）に『本朝高僧伝』編纂の資料探訪をかねてこの地を訪ね、三村山の院主に会っている⁵ので、江戸中期までは衰微しながらも寺は存続していたことがわかる。

忍性は建長四年以後十年間ここに止住し、弘長元年鎌倉に入っているが、その間の忍性の化導を助けた人物こそ、入宋の経験をもつ定舜であり、頼玄であり、道篋であったのである。そのほかに建長六年（一二五四）に一円房無住が『摩訶止観』を実道房源海から聴聞しているが、源海その人もまた叡尊門下の僧であつたらしい。

以上、大雑把な資料紹介であるが、弘長二年の仏教史を飾っている思円房叡尊の鎌倉下向は、正法興隆を希う北条実時の素願にこたえて入宋渡海した三村寺の住僧隆信房定舜の不借身命の活躍によって実現をみたといっても過言ではない。忍性の影となって東奔西走した人物のようにも思われる定舜の関係資料が新しく発見された意義は大きいと思われる。

1 卷下の巻末に「正慶二年三月二十八日、迎先考^{（頼時）}三十三廻御遠忌、漣御遺札為料紙、書写供養畢。沙^{（真師）}弥^{（花押）}」とある。

2 宋版大藏経には、北宋時代に開版された蜀版（勅版ともいふ）五〇四八卷、南宋時代に開版された東禪寺版（福州版ともいふ）、開元寺版（福州版とも越本ともいふ）、思溪版（湖州版ともいふ）、磧沙版（延聖寺版ともいふ）の各種がある。したがって、定舜が将来した「福州七千卷」とは、南宋刊本の東禪寺版か開元寺版、あるいは両版混合本のいずれかであったことがわかる。

3 『律苑僧宝伝』卷十二の「寛如定舜二律師伝」の文中に「寛元間、忍性公慨此方教籍尚未備、將入支那伝之、以有縁磧弗之果也。仍勉如代之。如忻然而諾。子身入宋。興正深感其志。令舜伴之。二師在支那。凡三易裘葛。得律書并諸經論」とある。

4 金沢文庫保管の『関東往還記前記』に、「弘長元年十二月廿八日、多年同法入宋定舜、自関東詣于当寺。以越州所談之趣。」とある。

5 『本朝高僧伝』所収忍性伝の賛によせて、「天和癸亥、余屆常州、遊清涼院、因与主盟対談、感忍師之昔、帶時雨而帰矣」と述べている。

〈キーワード〉 北条実時、叡尊、入宋僧定舜、一切経
（金沢文庫主任学芸員）